

価格高騰重点支援給付金（物価高騰対応分）：非課税世帯分 に関するQ & A

No.	質問	回答
1	支給対象を教えてください。	令和5年12月1日を基準日とし、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯が対象です。ただし、世帯全員が、住民税が課税されている方から扶養されている場合（青色事業専従者及び事業専従者の方も扶養に含まれます。）は対象外となります。
2	住民税均等割が非課税であることが要件となっていますが、住民税均等割とはなんですか。	均等割は、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で設けられているものです。東日本大震災からの復興を図ることを目的に、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間に限り、市民税・県民税の均等割にそれぞれ500円が上乗せされており、市民税 3,500円と県民税 2,500円合わせた計6,000円となっています。
3	世帯全員が、住民税が課税されている方から扶養されている場合は対象外となりますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が、1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。	支給対象となります。 (例) AさんBさんの2人世帯の場合 AB（非課税）ともに子C（課税）の扶養・・・対象外 AB（非課税）のうち、Aのみ子C（課税）の扶養・・・対象
4	価格高騰重点支援給付金(物価高騰対応分):非課税世帯分と価格高騰重点支援給付金(物価高騰対応分):家計急変世帯分の両方を受給することはできますか。	できません。いずれかひとつのみ1回限りとなります。
5	手続きの方法について教えてください。	前回（3万円）の給付金を世帯主の口座での振り込みで受給し、その後世帯構成に変更のない方で今回の給付金の対象者には、令和6年1月中旬頃に振込予定日を記載した案内書を郵送します。（手続きは基本的に必要ありません。） それ以外の対象者には、令和6年1月下旬を目途に支給要件確認書（以下「確認書」という）を郵送します。届きましたら、必要事項記入のうえ、必要書類を添付し返送してください。 ただし、世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は、別途申請が必要となります。申請書に必要事項を記入の上、郵送してください。
6	確認書はどこに返送すればいいですか。	同封の返信用封筒（切手不要）に記載されている宛先にご提出ください。封筒をなくされた場合は、ご自身で封筒と切手を用意し、下記へ郵送してください。 【書類送付先（ひたちなか市窓口）】 〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号 ひたちなか市地域福祉課 価格高騰重点支援給付金担当 行
7	確認書を再発行してほしい。	電話にてご連絡ください。
8	案内書、確認書が届かない。	支給要件を満たしているにもかかわらず案内書または確認書が届かない場合は、お手数ですが担当までご連絡ください。
9	案内書、確認書が届いたが、受給を辞退（拒否）をしたい。	案内書が届いた方は、別途受取辞退等届出書に必要事項記入のうえ、必要書類を添付し提出してください。 案内書が届いた方は、確認書に受け取りの辞退をする場合のチェック欄がありますので、そちらにチェックして返送してください。
10	令和5年12月2日以降に、ひたちなか市から転出した場合はどこで支給されますか。	ひたちなか市で支給します。
11	令和5年1月2日から基準日（令和5年12月1日）までの間にひたちなか市に転入した場合は支給されますか。	ひたちなか市で支給します。 別途申請が必要となりますので、申請書を提出してください。

12	申請が必要な場合、どのように手続きをしたらよいでしょうか。	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（物価高騰対応分）：住民税非課税世帯分 申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）と、転入者の方全員の非課税証明書（令和5年1月1日時点で住民登録していた自治体より取得）を郵送してください。
13	令和5年12月2日以降に、世帯分離をした場合はどうなりますか。	令和5年12月1日時点での世帯が対象となりますので、令和5年12月2日以降に世帯分離をした場合は対象となりません。
14	申請が必要な場合、申請書はどこでもらえますか。	申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、ひたちなか市地域福祉課 価格高騰重点支援給付金担当窓口、那珂湊支所、ひたちなか市社会福祉協議会に設置します。 ※申請書の配布及び掲載等は令和6年1月下旬以降となります。
15	申請期限はありますか。	申請は 令和6年4月30日(火曜日) までとなっております。
16	申請に不備があった場合、どうなりますか。	担当者より、電話もしくは郵送で不足書類等の案内を行います。電話での聞き取りで完了する場合と、不足書類を再度郵送していただく場合があります。
17	問合せ先や申請書・不備書類の送付先はどこですか。	下記のとおりです。 【問合せ先】 ひたちなか市地域福祉課 価格高騰重点支援給付金担当 電話番号：029-212-3235 受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝、年末年始（12/29~1/3）を除く） 送付先：〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号 ひたちなか市地域福祉課 価格高騰重点支援給付金担当 行
18	鉛筆で記入してよいですか。	ボールペン等、消せないもので記入をしてください。なお、消せるボールペンでの記入はおやめください。
19	書類を書き損じてしまいました。どうすればよいですか。	二重線で訂正のうえ、書き直してください。
20	給付金は誰に振り込まれますか。	原則として、世帯主の銀行口座へ振り込みます。
21	世帯主以外の口座への振り込みは可能ですか。	法定代理の方か、同じ世帯の方の口座に振り込みができます。 希望する場合は、申請書の「代理申請（受給）を行う場合」へ記入、もしくは委任状（様式自由）に代理人の氏名・関係・生年月日・代理人住所・世帯主の署名を記入してください。 また、世帯主と代理人それぞれの本人確認書類と、振込先口座がわかる書類を添付して返送してください。
22	世帯主が、身体が不自由で、自分で確認書の返送や申請書の提出ができない場合は、どのようにしたらよいですか。	本人による確認書の返送や申請書の提出が困難な方は、代理人が行うことも可能です。申請者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方による代理申請が認められます。 代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出いただきます。
23	いつ頃支給されますか。	確認書や申請書の不備等が無ければ、受理からおおよそ3週間程度での振り込みを予定しています。
24	申請後、支給の決定通知等は届きますか。	口座振込後に、支給決定通知書を送付します。
25	生活保護受給者も対象ですか。	基準日（令和5年12月1日）において、生活保護を受けている世帯も対象です。なお、本給付金は生活保護の制度上、収入として認定されません。
26	配偶者やその他親族からの暴力（DV）等を理由として避難しています。住民票を移していないのですが、支給されますか。	ご自身の現在の世帯が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たし本市にお住まいであれば申し出により、元の世帯とは別に給付金を受給できます。

27	配偶者やその他親族からの暴力（DV）等を理由として避難しています。住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給した場合、私は給付金を受給できませんか。	ご自身の現在の世帯が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たし本市にお住まいであれば申し出により、元の世帯とは別に給付金を受給できます。
28	配偶者やその他親族からの暴力（DV）等を理由として避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか。	配偶者の扶養に入っている場合でも、避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の今の世帯全員の状況が支給要件に該当すれば受給できます。
29	配偶者やその他親族からの暴力（DV）等を理由として避難しています。どのように申請すればよいでしょうか。	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（物価高騰対応分）：住民税非課税世帯分 申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」及び避難中であることを明らかにできる書類（配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等、婦人相談所、配偶者暴力支援センター等が発行する証明、住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書等）を郵送してください。
30	ひたちなか市に住民登録していますが、他市町村において住民税（均等割）が課税されています。非課税世帯として受給できますか。	どこの市町村で課税されているかにかかわらず、住民税（均等割）が課税されている方は、受給できません。
31	令和5年12月1日以降に世帯主が死亡した場合、どのようにすればよいでしょうか。	<p>【確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合】</p> <p>① 当該世帯主以外の世帯員がいる場合 その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。</p> <p>② 単身世帯の場合 世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。</p> <p>【確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合】 当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。</p>
32	この給付金は課税対象となりますか。	課税対象となりません。
33	外国人は給付対象者ですか。	基準日(令和5年12月1日)において、住民基本台帳に記録されている外国人も要件を満たせば給付対象者となります。
34	海外に住んでいて、日本に帰ってきた場合は対象者となりますか。	住民税が課されていない者も住民税非課税に該当し、令和5年12月1日において住民登録されている者（住民登録はないが、日本国内で生活している者を含む。）は支給対象となります。なお、当該入国者の他に世帯員がいる場合は、世帯全員が住民税均等割非課税の場合、支給対象となります。
35	身体（知的）障がい者福祉法・老人福祉法による措置を受けた者で、措置施設に住民票を移していない場合は、支給されますか。	本市で措置を行った場合、支給します。
36	刑務所に入所している被収容者は、支給対象となりますか。	刑務所等の矯正施設に入所している方も、支給要件を満たす場合には、支給対象となります。
37	里親に委託された児童は支給対象となりますか。	里親と児童（里子）が同居している場合、当該児童の所得が住民税非課税であれば、里親自身の世帯とは別に、給付の対象となります。
38	租税条約に基づく免除を受けたことにより、住民税均等割が課されないこととなった者は、住民税非課税世帯として受給できますか。	受給できません。